

第140号

かわちながのし



商工会報



河内長野市商工会

〒586-0025 河内長野市昭栄町7番3号(商工会館内)
TEL (0721) 53-9900 FAX (0721) 52-2606



5月24日(金)は通常総代会開催の為、午前中は商工会事務所を閉めさせていただきます。

事業主の皆さまへ「働き方」が変わります!!
2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

① 時間外労働の 上限規制が導入されます!

施行…2019年4月1日
※中小企業は2020年4月1日

時間外労働の上限について、

月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

② 年次有給休暇の 確実な取得が必要です!

施行…2019年4月1日

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。



③ 正規雇用労働者と非正規雇用 労働者の間の不合理な待遇差 が禁止されます!

施行…2019年4月1日
※中小企業は2021年4月1日

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

◎改正法の詳細は、厚生労働省HP「働き方改革の実現に向けて」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

◎働き方改革関連法に関するご相談は

* 羽曳野労働基準監督署

TEL 072-942-1308

羽曳野市誉田3-15-17

* 大阪労働局

TEL 06-7660-0072

大阪市中央区大手前4-1-67 (8~9F)



《専門家無料派遣》 ★ミラサポのご案内

ミラサポとは、中小企業庁委託事業として、中小企業者、小規模事業者及び起業を目指す方の未来をサポートする事業で、ちよつとした悩みから、自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な経営課題に対してまで、地域プラットフォーム(河内長野市商工会)の構成機関が課題に合う専門家を紹介し商工会立会いの元支援を行なう制度です。

◎対象企業

専門家派遣の対象者は、中小企業者、小規模事業者及び起業を目指す方であつて、国内に主たる事務所又は事業所を有する方を対象とします。

◎派遣専門家について

中小企業・小規模事業者の経営に関わる専門家の派遣を年度3回(事業承継に係る課題の場合に限り5回)まで無料で受けられます!

相談者の事業所など、ご希望の場所へお伺いします。

※予算等の状況により年度内での制度の開始時期、終了時期が一定しない場合がありますので事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先

河内長野市商工会

TEL 0721-53-9900

固定金利で 長期のご返済 お使いみち いろいろ

日本政策金融公庫（国民生活事業）からのご案内

事業資金

平成31年3月1日現在

ご融資の種類	ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間
新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	売上減少など業況が悪化している方	4,800万円以内	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内
海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内
ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内
働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内

事業資金に関するご相談

日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業
〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館5階
TEL: 072-257-3695 受付時間: 平日 9時~17時



国の教育ローン

平成31年3月1日現在

ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間
お子さまの教育資金を必要とされる方	お子さまお一人につき350万円以内	15年以内

◎ご融資の要件等の詳細は、下記へお問い合わせください。

国の教育ローンに関するご相談

教育ローンコールセンター TEL: 0570-008656
受付時間: 平日 9時~21時、土曜日 9時~17時

安心な公的融資で 備えあれば、憂いなし

利子補給の実施 (河内長野市の独自制度) マル経や新創業融資が対象

●補助対象融資限度額：500万円 ●補助率：2分の1 ●補助限度額：5万円/年 ●期間：3年

マル経融資制度のご案内

- 融資限度額 2,000万円 ●担保・保証人不要
- 返済期間 設備資金は10年以内、運転資金は7年以内
- 1.11% (平成31年3月1日 現在) ※利率は変動します。
- ご利用いただける方

- ①常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ②商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヵ月以上(会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。)受けている方
- ③義務納税額(所得税、法人税、事業税、都道府県及び市町村税)を完納している方
- ④原則として同一地域で最近1年以上事業を行っている方
- ⑤商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

お問い合わせ先 河内長野市商工会 Tel 0721-53-9900

平成31年 新年互礼会を開催

河内長野市商工会では、平成31年の新年互礼会を1月18日(金)午後5時30分より当会館3階大会議室で開催しました。中谷総務副部会長の司会進行のもと、井戸会長からの年頭のことば、



挨拶に始まり、島田市長、土井市議会議長、西野府議会議員より祝辞をいただきました。西端顧問の乾杯の発声で出席者は新年を祝い、親睦を深め、西尾副会長より閉会の挨拶を述べ、盛会のうちに幕を閉じました。



経営個別相談	毎月1回
税務個別相談	毎月第2水曜日
労務個別相談	毎月第3水曜日
金融公庫個別相談	毎月第3木曜日

いずれも午後1時から3時まで
場所：商工会館・(相談無料)

利用は商工会へご予約ください
Tel 53-9900まで

商工会会員増強中!

あなたの友人、知人企業を
ご紹介下さい

商工会では、経営に関するあらゆる
ご相談に応じています。

お気軽にご相談ください!!

労働保険年度更新お忘れなく！

労働保険の年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の申告・納付期間のお知らせです。(申告及び納付期間) 6月3日～7月10日までです。
 *電子申請による年度更新期間も同じです。
 2019年4月1日から2020年3月31日までの雇用保険料率の変更の予定はありません。
 (2019年3月1日現在)

事業主のみなさまへ

労働保険の年度更新のお知らせ

大阪労働局からのお知らせ

申告・納付期限は7月10日(水)です

概算・確定保険料の申告納付期限
 第1期→7月10日(水)

概算保険料を分割納付することができる基準額
 労災・雇用保険料を一本で申告納付している場合
 40万円以上

(2期・3期の保険料納付期限)
 第2期→10月31日(木)
 第3期→翌年1月31日(金)

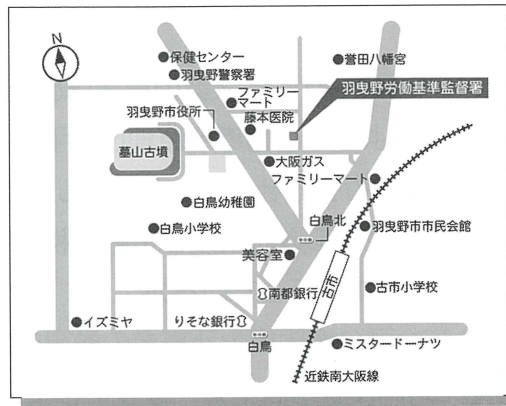
労災・雇用保険料を別々に申告納付している場合
 20万円以上

【お問い合わせ先】

- ◆ 申告書の記入方法は
 大阪労働局労働保険適用課
 TEL06-4790-6340
- ◆ 納付のご相談は
 大阪労働局労働保険徴収課
 TEL06-4790-6330

羽曳野労働基準監督署

〒583-0857
 羽曳野市菅田3丁目15番地17号
 電話072-956-7161



労働保険事務組合のご紹介

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉です。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇用していれば適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険事務組合(以下「事務組合」といいます)は、事業主から委託を受けて、労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を行うことについて、厚生労働大臣の認可を受けた事業主団体です。事務組合に委託すると利点として、事務負担を軽減することができます。保険料を3回に分割納付することができます。又、中小事業主や家族従事者が※特別加入することができます。(ただし委託手数料等が必要となります。)

※特別加入とは・・・
 労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

特別加入することができる方は、次のとおりです。

- (1) 中小事業主及びその家族従事者等
- (2) 一人親方(建設の事業を行う方)

問い合わせ先 河内長野市商工会

TEL0721-53-9900



労務・税務など経営に関する相談は、商工会へ

必ずチェック！最低賃金

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		936円	H30年10月1日
特定(産業別)最低賃金	塗料製造業	948円	H30年12月1日
	鉄鋼業	946円	H30年12月1日
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	939円	H30年12月1日
	自動車・同附属品製造業	941円	H30年12月1日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	937円	H30年12月1日
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	937円	H30年12月1日
	自動車小売業	937円	H30年12月1日

◎大阪府最低賃金は、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めてすべての労働者に適用されます。

問い合わせ先 大阪労働局労働基準部賃金課
電話06-6949-6502

建設業の一人親方

「労災保険・特別加入制度」のご案内

河内長野市商工会は、建設業の一人親方の「労災保険・特別加入」の事務全般の委託を行っております。

- 加入できる方
労働者を使用しないで、建設の事業を行うことを常態とする一人親方およびその事業に従事する家族
- 補償の対象とする範囲
請負工事現場における作業、準備、後かたづけ、資材購入などの行為等
- 主な労災保険給付
*療養(補償)給付 *休業(補償)給付
*障害(補償)給付 *遺族(補償)給付

◎年間保険料、委託手数料等は商工会までお問い合わせ下さい。
TEL 0721-53-9900



設備投資を応援します！ ～公的制度で安心・安全！～ 小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者や創業者が、必要とする設備を当機構が購入し、
割賦販売(分割払い)・リースする制度です。

◎対象となる設備(例) *製造業用設備(旋盤、マシニングセンタ等) *建設機械(クレーン車等)
*業務用車両(バス、トラック等) *印刷機械

◎対象とならない設備(例) *すでに導入されている設備 *什器・備品(看板、照明、エアコン等)
*土地、建物、店舗、レンタル用設備、医療用設備、中古設備

◎設備価格 100万円以上1億円以下(消費税含む)

◎利率・料率 *割賦利率⇒0.7%~1.5%/年

*リース料率⇒1.297%~1.335%/月(7年リースの場合)

※連帯保証人は原則代表者のみ

◎返済方法 (割賦・リース) 3年~10年(法定耐用年数以内) (割賦) 元本は1年据置

※商工会・商工会議所を經由(紹介状の作成)して申込された場合、支払期間の10年以内において法定耐用年数を2年を超えない範囲で延長することができます。

◎保証金 (割賦) 設備価格の10%契約時に必要(リース) 不要

◎設備導入時期 お申込受付 約40日後

詳しくは 公益財団法人 大阪産業振興機構 設備支援部 設備支援課

TEL 06-6947-4345 FAX 06-6947-4348

大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階



充実した福利厚生で、活気ある職場づくりを！

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

事業承継

を全力で応援します!!

- * 事業承継って何から始めればいい？
- * 後継者が決まらない・どうしよう？
- * 後継者の教育はどうしよう？
- * 技術の引継はどうしよう？

後継者の育成も考えると、事業承継の準備には5年、10年かかるといわれています。早めの準備、計画的な取り組みが必要です。

ご相談は、当商工会までお気軽にご相談ください!! (相談無料・秘密厳守)

お問合せ先：河内長野市商工会

電話 0721-53-9900

検定試験のお知らせ

(河内長野市商工会珠算連盟珠算検定)

	試験日	申込締切日
第38回	2019年4月21日(日)	2019年4月5日(金)

(全国商工会珠算検定)

	試験日	申込締切日
第193回	2019年6月16日(日)	2019年5月17日(金)
第194回	2019年9月15日(日)	2019年8月16日(金)
第195回	2019年11月17日(日)	2019年10月18日(金)
第196回	2020年2月16日(日)	2020年1月17日(金)

【日商簿記検定】

※今年度より、松原商工会議所窓口とインターネットのみの受付となります。詳細は、松原商工会議所まで。

松原商工会議所 電話072-331-0291
〒580-0043 松原市阿保1丁目2-30

(公財)河内長野市勤労者福祉サービスセンターの入会案内

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターは、河内長野市内の中小企業への福利厚生サービスを提供しています。慶弔給付事業・健康管理事業・宿泊補助制度・余暇活動事業等における充実した福利厚生制度により、従業員のニーズにお応えし、活気ある職場づくりを応援します。

◆ 税制面でのメリット

事業主が負担する従業員の会費は、全額損金または必要経費となります。

◆ 慶弔給付事業

結婚・出産・入学・傷病休業・死亡・勤続結婚記念などの冠婚葬祭時に給付金制度があります。

◆ 充実した福利厚生

人間ドックなどを受けられた場合に健康管理補助、国内の宿泊施設を利用された場合に宿泊補助があります。また、スキルメリットを活かして、余暇活動を応援する多様なサービスを実施しています。

入会資格

河内長野市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主(従業員数が300人以下または資本金3億円以下の事業所)

河内長野市在住で河内長野市外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主

会費について

会員一人につき月額 700円

入会のお申し込みお問い合わせは

(公財)河内長野市勤労者福祉サービスセンター
〒586-10025 河内長野市昭栄町7番3号

河内長野市商工会内

電話 0721-53-9900
FAX 0721-52-2606

すすんで活用、みんなの商工会

商工会青年部加入のご案内

商工会には、青年部という組織がつくられています。青年部は次代を担う経営者として新しい地域づくりの原動力となり地域の振興発展を図ろうと各種事業に取り組んでいます。
やる気に満ちた組織です。

是非この機会にご加入を!!

*加入資格・・・
商工会の会員で45歳までの
経営者および後継者の方

◎詳しくは、
商工会事務局へ

TEL 53-9900



“絆” 感謝清掃運動風景

羽曳野労働基準協会入会のご案内

*羽曳野労働基準協会とは

羽曳野労働基準監督署・大阪労働局・大阪労働基準連合会等と連携を図り、労務管理・安全衛生管理についての情報提供、資格取得のため各種技能講習の実施等を行っております。

《お問い合わせ・加入申込先》

*羽曳野労働基準協会 河内長野支部
(河内長野市商工会内)

TEL 0721-53-9900

商工会女性部

加入のご案内

商工会女性部とは

昭和38年3月に商工会の内部組織として位置づけられ、平成30年4月1日現在、全国で1,620部、8万9千574名(うち当部47名)の女性部員が元気に活動しています。

どんなことをしているの？

☆地域活動(例)

- ・河内長野市民まつり、河内長野市商工祭での模擬店出店
- ・河内長野シティマラソン大会でのフードサービスボランティア
- ・福祉施設において音楽療法ボランティア
- ・朝市広場バザー

☆講習会・研修会(例)

- ・マイナンバー勉強会
- ・AED救命救急講習
- ・河内音頭、切音頭

☆親睦活動(例)

- ・新年互礼会・懇親会
- ・親睦旅行
- ・その他の活動(例)

- ・主張発表大会
- ・ウォークラリー
- ・確定申告会場サポート

どんな人が入れるの？

- ①商工会の会員の方(法人ではその役員の方)
- ②商工会の会員の配偶者の方。
- ③商工会の会員の親族で、その事業に従事している女性の方。

《お問い合わせ先》

商工会事務局

TEL 53-9900



女性部全国大会に参加



模擬店出店風景

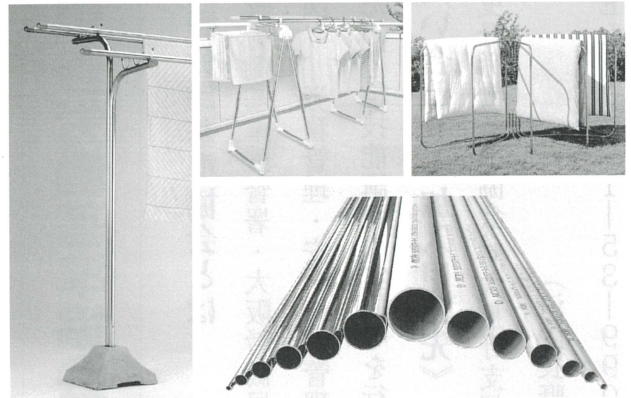
地域と共に発展する商工会へ、あなたの友人をぜひメンバーに！



三和液化ガス株式会社

〒586-0021 河内長野市原町4丁目5-5
TEL:0721-53-2648 FAX:0721-53-6848

暮らしにステンレスを



製造品目 ステンレス管・条鋼、同加工品(ものほし製品など)
鋼管(普通鋼)、機械(パイプ切断機など)

MORY モリ工業株式会社

本社 〒542-0076 大阪市中央区難波5丁目1番60号
(なんばスカイオ 22階)
電話 (06) 6635-0201(代表)
河内長野工場 〒586-8555 河内長野市楠町東1615番地
電話 (0721) 54-1121(代表)
ホームページ <https://www.mory.co.jp/>

～ご宿泊・ご会合
承ります～



天見の里山に佇む一軒宿の温泉旅館
2003年、国の有形文化財に登録されました。
天然ラジュウム泉湧出



あまみ温泉
南天苑

〒586-0062 大阪府河内長野市天見158
☎ 0721-68-8081(代)
ホームページ <http://www.e-oyu.com>

しまむら、セリアが新しく仲間入りしました。



ただいま、1階・2階催事スペースの出店者を募集いたしております。
物品販売、展示即売会、各種キャンペーン等にご利用下さい。



明和開発株式会社

[千代田SC] 〒586-0009 河内長野市木戸西町2-1-20
[営業本部] 〒586-0003 河内長野市楠町東1602-1 辻上ビル3F
TEL: 0721-52-2215 FAX: 0721-52-6446